慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	資財帳範例雑記 : Brevium Exempla-Miszellen
Sub Title	Brevium exempla-miscellanea
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.9 (1956. 9) ,p.662(50)- 673(61)
JaLC DOI	10.14991/001.19560901-0050
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560901-0050

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資　料

資財帳範例雜記

——Brevium Exempla-Miszellen——

宇尾野　久

御料地令（Capitulare de villis=C. V. abgekürzt）と並んでカロリング時代に關する經濟史上の試金石となつている資財帳範例（Brevium Exempla=B. E. abgekürzt）に就いては既にその研究史の前半が上原專祿教授によつて詳細に論じられており、更に難解な御料地令の譯業が之また同教授の手によつて試みられた。

然し之等の諸研究を根底より一新し、獨乙史學の傳統をふまえてゆるぎのない礎石を据えた Klaus Verhein の相次いで現れた二つの論文（Studien zu den Quellen zum Reichsgut der Karolingerzeit, I u. II.）並びにその史的可能性の極限に布石した Wolfgang Metz の二論文（Zur Entstehung der Brevium Exempla. Eine Quelle zur Geschichte der fränkischen Reichsgutsverwaltung）及び Rudolf Kötzschke の遺稿（Karl der Große als Agrarpolitiker）は獨乙史學のダイナミックな躍進と批判精神を如實に展示している。之等の諸論文を前にして B.E. に就いて發言する餘地は殆んと存在しないように思われるし、限りなく展開される B.E. の持つ意義のひろがりと深さに就いてもまたその限界を知り得ない狀態にある。しかも B.E. の拙譯を手にして知り得た事項の一端に就いてつづることさえ Klaus Verhein の豫定されている第三の論文を前にして輕卒のそしりをまぬかれ得まい。

然し來るべき第三の論究以前既に第二の論文で Klaus Verhein はその論旨の大半を構築しており、第三の論文はその論旨の技術的な基礎を與え、之を補强するものと豫想される。

資財帳範例は Wolfenbüttel 圖書館内 Helmstedt 文集所收の唯一の手書本として C.V. と同一書册中に收錄されており J. P. Migne はこの間の事情につきその序文中に "Partem earum servavit nobis codex bibl. ducalis Guelferbytanae inter Helmstadienses N. 254 insignis" と述べ、Boretius も亦その序文に "Leguntur (Brevium exempla) in Cod. Guelferbytano inter Helmstadienses 254, ……" と紹介している。この手書本が原本であるか、寫本であるかに就いて、K. Verhein は Gareis や A. Dopsch が C.V. に就いて行つたような嚴格な考證を特に行つていないが、K. Verhein の rein sachlich な研究から推して C.V. と同樣に寫本と推定し得る。(1)

B.E. と對照的な地位にある C.V. は、從來諸家の異論にもかかわらず A. Dopsch の論究以來、ルドウィッヒ敬虔王がアクィーターニア地方の御料地のため七九四—七九五年頃に發布したものとされており、ハインリッヒ・ミッタイス、ケチュケ、ドランジェも亦この方向に贊同してきた。

然し上記の上原教授の論文は之に對して根本的な檢討を加え、嚴格な批判的態度を堅持しつつその師ドープシュの論旨を否定された。上原教授は當時いまだ積極的な歷史像構成の展開は行われなかつたが、今やその卓見が K. Verhein 説の礎石をなしていることは注目すべきであろう。

K. Verhein は第一の論文でドープシュ説に對して眞正面からその據點を一つ一つ掘起し、C.V. が必しもアクィーターニアにとどまることなくイタリアを除く全カロリング王國に適用され、またケチュケが依然として强調したルドウィッヒ傳の記述や C.V. に於ける南方植物分布等から得られたドープシュの思考像が必しも正確ならざるゆえんを明らかにし、個別的には以前から存在した missi が大體八〇〇年後に初めて regelmässige und ordentliche missi としてあらわれるのに對し、C.V. は missi がいまだそのような性質をもたぬ時代のものであること、またカール大王の正式の王妃 Liutgarda(2) の死期、B.E. と C.V. の時間的位地等からカール大王が八〇〇年以前にこの勅令を發布したとする。

次いで K. Verhein の B.E. に對する論究は右の C.V. の考察と密着し乍らも獨立のものとして行われ、何等その時間的系列その他における先入主にとらわれることなく、C.V. と並行して rein sachlich に果されている。

かくて兩者の檢討をとげたのち、二枚の映像が得られ、この映像のデリケートなかさなりにおける交叉點の有無を仔細に檢證する。

このような過程に於いて、若し左の各條

B.E. C. 29: Ministeriales non invenimus aurifices, neque argentarios, ferrarios, neque ad venandum, neque in reliquis obsequiis.

C. V. C. 45: ……fabros ferrarios et aurifices vel argentarios, sutores, tornatores, carpentarios, scutarios, piscatores, aucipites id est aucellatores, saponarios, siceratores, ……, retiatores, qui retia facere bene sciant, tam ad venandum quam ad piscandum sive ad aves capiendum, nec non et reliquos ministeriales quos ad numerandum longum est.

が相對應するものとすれば、確かに B.E. と C.V. の交叉點が得られることとなり、誤記若しくは書きおとした B.E. の時間的位置も亦あわせてここに證明することが可能となる。K. Verhein は先に C.V. の發布時期を八〇〇年以前と劃定し得たのでここに B.E. の terminus ante を八〇〇年と定める。次いで B.E. の Teil A にあらわれる Augsburg 司教區の Das bairische Klo-

ster Staffelsee が八〇一年迄 Neuburg-Staffelsee (Staphinseie)として固有の教區であり、カールの戴冠後初めて Augsburg に結合されたことから八〇一年を terminus post と定める。

衆知の如く B.E. の主内容は

(A) Augsburg 司教區に於ける Staffelsee 修道院の財産目錄及び賃子帳[3]からの拔萃（Teil A）

(B) Speyergau 内 Weissenburg 修道院の寄進、プレカリアの記述とベネフィキュム[4]の記帳（Teil B）

(C) 北フランクにおける五つの王料地の記述（Teil C）からなり、更に

Teil A……C. 1（司教區に所屬する不明な mansi の賃子の結文）、C. 2.—C. 6.（Staffelsee 聖堂の調度品、禮拜の器具、祭服及び圖書）、C. 7—C. 8.（聖堂に所屬する Curia の記述）、C. 9（司教區内のすべての mansi の總計）の如くに分れる。

Teil B は C. 10—C. 23. から成り、Speyergau, Wormsgau 内の寄進、プレカリア、慰貸地の記述。

Teil C は C. 25a—C. 35.〔Lille, Tournai 附近の Annappes 及び Gruson の王料地、並びに C. 36a—C. 38 の前記ツェルサイユ附近の Treola (Triel) の記述〕最後に C. 39 にヴィラの穀物の集計について斷片的な記述が行われている。

以上のことから B.E. の内容は恐らく資財記錄の斷簡であり、文中にも脫落があるように思われる。

B.E. の作成目的はその諸條項中に明示されておらず、發令者の直接の意思をあらわすものとしては僅かに "C. 16. et sic cetera breviare debes." "C. 23. Et sic cetera de talibus rebus breviare debes." がみられるにすぎない。

從つて J. P. Migne が B.E. についてのその序文で八〇七年、八一二年の勅令中聖堂、王料地に關する Brevium の作成を單に Brevium 作成の點から無條件に B.E. に關連づけようとしたことは Migne が B.E. の成立年代を八一二年とみなしたことと同樣に今日もはや困難であろう。成程八〇七年の Capitulare Aquense (Memoratorium de exercitu in Gallia, Occidentali praeparando. M. G. Legum, Sectio II.) はその七條で聖堂、王料地のベネフィキュムを書狀に記し、その書狀を王に獻すように命じてはいるが、本來この勅令はガリアにおける催兵を目的とする勅令であり、之をいきなり B.E. の作成目的と同一視し得ない。更に八一二年のアーヘン勅令(Capitulare de iusticiis faciendis 811—813. MG. Capit. 1, p. 177.) はその七條で "Ut non solum beneficia episcoporum, abbatum, abbatissarum atque comitum, sive vassallorum nostrorum, sed etiam nostri fisci describantur, ut scire possemus quantum etiam de nostra in uniuscuiusque legatione habeamus." と述べているが之また同勅令六條の "Quomodo eadem beneficia condricta sunt, aut quis de beneficio suo alodem comparavit vel struxit." と言つたベネフィキュムのアローディア化又は横領につき同五條で "Ut missi nostri diligenter inquirant et describere faciant unusquisque in missatico, quid unusquisque de beneficio habeat, vel quot homines casatos in ipso beneficio." と調査し、記すことを命じたものであり、單に Brevium 作成という點で B.E. の作成目的と同一視することはできない。このように八〇七年、八一二年の勅令は、夫々その書狀作成目的を異にしたものであり、王料地（又は聖堂料地）に關する書狀作成の慣例(C. V. C. 44.) にもかかわらず之が完然に實施されず、その目的の異るに從つて事實上その必要の都度勅令が發布されている。

かかる事態はカールの時代の史的運行と關連して考究せねばならぬ問題であり、すでに完成された制度の構成的なまたは靜態的な立論のみによつては解決し難い點であろう。

次に B.E. の記載樣式についてはすでに記述の省略について一部觸れた譯であるが、例えば Staffelsee 聖堂の curtes における草地の annona について "De annona nihil reppperi*mus*, excepto quod ded*imus* provendariis carradas 30" とみえる如きは確かにフェラインの述べる如く Urbar 作成の Kommission が存在していたようにみえるが然しここではそのような Kommission のために複數形が用いられるのではなく Staffelsee 聖堂自身すでに Neuburg-Staffelsee 時代に古い Urbar を有しており、之を B.E. にひきうつしたとみるのが自然のように思われる。七六四年に創建されたロルシュの C.L. においては少くとも八世紀に既に Urbar を記帳しており、[5] ドープシュも亦この點で自說の論據を立證しようとした。

然し問題はそれのみにとどまらずフェラインの述べる如く B.E. の記述がきわめて組織立つていることにある。[6] ただこの點についてはすでにドープシュも "das Inventar des Freisinger Hofes Bergkirchen" と Staffelsee の記述樣式の類似について指摘している處であり、フェラインも亦その限界を承認している。[7] むしろフェラインが主張すべきは "Kloster und Hof Staffelsee können vorher nicht in einem Urbar des Bistums Augsburg erschein." であろう。[8] つまり Augsburg-Staffelsee 聖堂が Neuburg-Staffelsee 吸收のさいに新たにその資財書上を作成する必要に迫まられたという現實的可能性が生れ、フェラインの希望する Kommission の問題への關連が生じてくる。

事態が若しそのようであつたとすれば之等の記錄またはそれから轉寫された Brevium が一個處に集積され、それによつて Kanzlei の Kommission が B.E. を作成することの可能性も考慮され得る。

然しかかる中央管理部の作業を無條件に B.E. に結びつけることは困難であり、またその實態を無視してカールの國家に中央集權的な性格を附與することは危險である。かかる國家的な努力がなされたこととそれが現實に實現したこととは區別して扱われねばならないであろう。

B.E. C. 9. にみえるアウグスト司教區における mansus ingenuiles, mansus seruiles の集計が vestitos, absos を明記して記述されているがフェラインの强調する verwaltungsmässig な傾向が觀取されると[9] 同時に之こそ正に Missi が Brevium によつて王に引渡した部分と推定され得る。[10]

B.E. Teil B. における Weissenburg 聖堂の Wormsgau における donatio, precaria. さらに Wormsgau, Speyergau に

おける Beneficium については、すでにメロヴィング以來存續し、カールの國家的政策の一つとして重要性を獲得した precaria verbo regis の遂行のためにも確認さるべき事項である。しかし乍ら聖堂にとつては所領の安堵以上に Leihezwang の不安の方が大きかつたであろう。

このように B.E. の實施をめぐつて王、伯又は豪族、聖堂の利害は互に相反したものであり、王のベネフィキュム受領者に對する警戒が交叉しており、一旦聖堂料地が豪族の手に渡れば事實上その安全は保證しがたかつたのであろう。從つて聖堂が自發的にカールに協力することは望み難い事であつた。カールの聖堂に對する Regalien や Immunität 等の特權の授與は一部このことと關連している。

然し聖堂の Traditio, Precaria, Beneficium, Urbar の記述がすべてカールの發意によるものでなかつたことは明らかであり、聖堂が王や司教や貴族の保護のもとで Eigenkirchen として出發したことと聖堂自體の生活目的とは區別されねばなるまい。尤もこのことはカールが聖堂を國家政策に役立てんと努めたことを否定するものではない。從つてフェラインが王の聖堂は聖堂外の俗人（又は修道院長）に有效な知行（beneficium）として授與され[11]、また王は聖堂料地を自由に處分し得たと述べる場合[12]にも聖堂の生活が之によつて消滅するに至らなかつた根據が問題となろう。

C.V. と對置された B.E. の verwaltungsmässig な方向並びに B.E. の成立年代、その適用範圍が研究方向として豫定されることは他の問題を之によつて無視する結果にみちびく恐れなしとしない。

Teil C. Annappes の王料地に就いての書き上げが C.V. と緊密な關係にあることについてはフェライン[13]並びにメッツ[14]も認める處であるが上述の研究方向を暫し留保する時 C.V., B.E. の rein sachlich な交叉點のみならず王の Curtes の管理、教會ラテン語の使用等の共通事項を通してその相違點が問題となろう。

例えば C. 25a. 冒頭の Annappes における fiscus dominicus の記述中に pisle（暖室）[16]が見られる。この pisle は C.V. C. 49. にも genitium（女子作業場）の一部として擧げられているがその數も明示されず單に一般的な pisle を表現しているにすぎない。之に對して B.E. では "sollariis totam casam circumdatam, cum pisilibus XI." と言うようにより高級な二階のテラスに接續する暖室を示しており、pisle なる言葉によつてその同一性を云々し得ないことがまず知られる。更に B.E. と C.V. の差はそれのみにとどまらず、B.E. は Annappes における王の屋敷地のよりいきいきとした描寫を與えている。此の箇條は大石で造られた王の廣間、居間三つ、酒倉一棟、柱廊二、木造の家屋が一七、厩一、料理場一、製粉場一、穀物倉二、納屋三等々が記され "Curtem tunimo strenue munitam, cum porta lapida, et desuper solarium ad dispensandum." とみえている[16]。このような Curtes の記述は C.V. では C. 41. の簡單な描寫以外見出されない。

石造の建物がその上に柵若しくはいばら（sepes〈σηκός〉）のある、巾三―五米で、正面に丸太が張つてある土壁で堅固に防備された四角形又は二重の四角形の地形の屋敷地はすでに一個の城郭をなしており[17]、またこの地方（Annappes）では Spitzgraben や Berme が存在していた。特に右の "solarium ad dispensandum" は、戰鬪時における指揮を四方に傳える場所としてみると、この Curtes が全く城塞化されていたことが明白となる。このような Curtes は何れも柵または土壁でとり圍まれている。

從つてそのような軍事的見地からすれば、管區の Haupthof に所屬する Curticula はフェラインが指摘した如く Vorburg 又は Unterburg と解さるべきであろう[18]。

從つて王料地内の住民は非自由民にしろ、自由民にしろ突發的戰鬪に於いては何等かの役務[19]を提供し、Meier-iudex 並びに莊哨戒に當る Centeni が管區の防衛を行うと考え得られ、またこのために王料地の servi regis が Hörigen と言うよりは fiscalini regis として他の非自由民より多くの權利を取得する現實的基盤をもつていた[20]。

ローマの軍團（legiones）が一定の巾の境界路で時にはその兩側が防備され、哨舍が設けられ後にはバリケード化され、土壁又は防壁に轉化した limes を楯とし、之に沿つて幾つかの城塞が構築され、租稅によつて軍需が賄われ、Canabae によつて軍團の生活をうるおいあるものとしていた狀態或いはヴィザンツの θέματα（軍政區）の狀態に較べると軍需品の倉庫[22]や兵糧庫を内包し、背後に莊の住民の家屋を防護していたカロリングの Villa 又は Curtes の管區（Ministerium）の防禦的要塞化は極めて特異なものと考えねばならない[23]。しかも之等が軍事的要所に存在したのでもはやサラセンやザクセン、アヴァール人の攻擊も一據に之を擊破することはでき得なかつたのであろう。

然しこのような軍事體制と同時に Annappes の管區の平時の嚴格な經濟、行政的管理體制が恰もカロリングの Renovatio を誇示する如く B.E. Teil C. の全篇にわたつて詳述されている。

研究者は自由にここから中世又は封建制の傾向を讀みとりうるであろう。

Annappes の Haupthof の記述は、上述の建物の書上につづいて

1) Vestimenta. 2) Utinsilia. 3) Conlaboratus. 4) Peculia. の記述が行われ、つづいて Grisione villa (Gruson villa) の Nebengut における Ortus（〈hortus) cum arboribus, peculia があげられ、また他の villa においても二つの Nebengut, 計三つの Mansioniles (Nebengut) の經濟事情が記述されている。

C. 29b の herba（草本）については Vittonica 以外殆んど C.V. の草本の記述に合致しており、Arbor（樹木）については兩者の記述が全く相等しい。

從つて前述の軍事的條件からすればこのような Curtes, Curticula は王の城郭と言わざるを得ないがその經濟的内容からすれば上述の如く Streuung な王の直營地（salland）及びその附屬農圃（mansionilis）と認めざるを得ない。

このような事態のもとでの王料地に就いての Urbar は土地の收穫（gebären）から出發したものと推定され、必しも Beneficium 受領者や mansus ingenuiles, mansus serviles の賃子又は

scar（賦役）のみを記したものではなかつたと思われる。

然し乍らこのことから直ちにカロリングの王の Hof が全くアウタルキーをなしており、無關連な孤立した Streuung を示していたと結論することは早計であろう。

フェラインは B.E. Teil C. の五つの Hof は一つの Verwaltungseinheit を構成していたと主張し、その際この論旨に最大の難關をなしている Triel の Lokalisierung の問題を暫し留保してここで C.V. 64. から考え得ることは葡萄酒が軍用品としても必須のものであり、C.V.C. 8 は之等の葡萄酒が良好な容器に納められ、嚴重に保管されること、更に葡萄酒で納められる王の諸莊の賃子は酒倉に貯藏しておくことを傳えている事である。從つて、Wein が Triel から Annappes へ毎年輸送されるか否かといつた Triel の Lokalisierung 又は verwaltungsmässig な問題よりも B.E.C. 36 a. は忠實にそのために cellarium 7 を記述して、その保管に任じ、更に C. 36. C. De vineis dominicis vino modios DCCXXX, de censu modios D. (Canabis libras 2.) と記述して賃子としての葡萄酒も酒倉に貯藏していたことを示している。このようにみてくるとフェラインが「トリールでは賃子は葡萄酒のみから成り、住民[24]がどこからその Nahrungsmittelbedarf を得たか不明である」とのべている點でも前述の大麻二ポンドと共に記された Endabrechnung のみが問題となるのではなく C. 36a. spicarium 1. も同時に問題とせねばならぬであろう。K. Glöckner の見逃した Endabrechnung の意義を發見したフェラインの功績は正しく評價すべきであるが彼が五つの Hof の Lokalisierung で活用した之等の倉の意義がここで見失われている。因に 830—850 (anno), Lorscher Reichsurbar. Nr. 3672 "si hoc euenerit quod uinum non habent, denarios VI reddent de annona modios CCC." と言つたことも亦考慮さるべきであろう。葡萄酒で賃子が納められるということは葡萄の賣却又は交換により住民が葡萄で生活することを制限せず又葡萄の兒作のさいには金錢又は穀物で賃子が納められる。從つて穀物倉が存在したのはやはり理由のあることであり、王の葡萄畑の Praevendarii の扶持（provenda）を保管するためにも必要であつた。[25] それにしてもフェラインの問題にした住民の必需食料又はその他の provenda が何處で得られるか[26]が依然として問題であり、パリー市場（又はパリー近傍における穀物生産事情）或いはアンナッペスの Hof からの穀物の逆輸送がむしろ問わるべきであろう。

最後に Teil C の諸莊の貯藏[27]又は新たに收穫された穀物の總計を擧げることが指示されている。之等の Endabrechnung は前述の如く C.L. の Reichsurbar (Nr. 3671—3677) でも行われている。

然し乍ら Wolfgang Metz が C.L. の Reichsurbar と B.E. の記帳の類似を求めた點[28]及び Clavadetscher が Rätien における王料地の賃子帳の記述を Verdun の分割の基礎と見做そうとした點[29]については（聖堂語彙又は Aniane の Klosterreform[30] の問題とともに）K. Verhein は之等を何れも否定している。

たしかに Lorscher Reichsurbar と B.E. 所收の王料地の書上とはその記載內容を異にしており、前者は主として賃子、マンス、賦役等が問題となり、メッツの述べたように[31]むしろ B.E. における Staffelsee 聖堂の書上に接近している。

以上の諸點を考慮して吾々がここで B.E. の編修者の立場に立つとすれば、むしろ Teil A. C. 9. における Endabrechnung と Teil C. C. 39. におけるそれを綜合的に把握することに努めねばなるまい。[32]

このような問題は Teil C. においても一貫しており、ministerium illius maioris vel ceterorum[33] は多くの王料地の統一的管理を志向する上書と考えられる。

之等の王料地の經營（laboratus.C.V.C. 28）によつて得られた收穫または貯えに基き、王のヴィラの巡回[34]、Missi の宿泊（mansiones）[35]、軍需物資の供給が行われ別に王の私有聖堂（Eigenkirchen-Kloster）やその料地並びに王料地等の Beneficium が考慮されたのであろう。

然し乍らそれ等は前述の軍事的條件からすれば軍政的な管理の性格をも同時に內包しており[36]、C.V., B.E. には之等の條件が統一的に表現されている。[37]

之等の作業をカールの人格と交叉せしめて R. Kötzschke は Karl der Grosse als Agrarpolitiker を浮彫にしている。

然し乍らカールの人格は[38] Kanzlei, Missi (Comes), Bistum, Ministerium, Meier-iudex 等を媒介として史的現實に直面する譯であり、その交叉におけるダイナミックな歷史形成が問題となろう。このような問題を敏感に反映してフェラインは「B.E. がその成立をその關心に負うているような人は何れにしても高位の人物であつた。つまり微々たる人間は Kanzlei（書記局）と何らのつながりももたなかつた。この想定は B.E. の成立を "Querverbindungen"（「人的」交叉）に歸する場合にも妥當する。[39] 從つて Kanzlei は Teil C. のために決して排除さるべきではない。」又は「王への Brevium（書狀）の交附が必しも立證されぬ場合にも王權（Königtum）が聖堂料地の多くの書上のさいに推進力であつた」とも述べている。

K. Verhein が精密な考證のもとに C.V., B.E. の成立年代を夫々八〇〇年前[41]、八〇〇年—八〇一年[42]とし、その發令者、適用範圍を明らかにしたことは A. Dopsch からの前進として承認され得よう。

更に K. Verhein が周到な準備のもとに B.E. を Karl der Grosse の人格と交叉せしめ、その私的並びに公的[43]政策における Kanzlei の役割を強調したことは極めて重要であるが吾々には西歐史學の傳統的研究關心に密着し乍らもそれに埋沒し去ることなく歷史構成を行うことも時には必要であるまいか？

H. Wopfner や G. Franz[44] さえも正當に評價しなかつた C.V. の研究を飛躍的に展開し、B.E. 研究に無限の廣がりと深さを與えた K. Verhein の功績は永く祝福されるべきであるが、Friedrich Lütge は Deutsche Agrargeschichte の研究狀況を省察し乍ら謙虛に尙不明な問題が更に解明さるべきこと、またそのために Arbeit ではなしに Arbeiter が不足していると結んでいる。[45]

K. Verhein が C.V. 研究の序文に於いて中世と近世の史的經濟構造の相違を強調し、[46] ドープシュの描いた Grundherrschaft の

内容を革新し乍らも依然として Grundherrschaft, Lehnbuch, Fronhof, Vorwerk 等の諸概念を駆使している點を Wolfgang Metz は追究している[17]。

然し之等の點は K. Verhein の研究の主内容としては本質的でない。

むしろフェライン共においてはカロリングの renovatio（革新）における カールの人格と交叉した Staatsverwaltung の實態如何が問題なのであり、その究極において初めてカロリングの文化と經濟發展の一體性が問題となろう[18]。

確かにその意味において B.E. 研究はカロリングの史的研究の全面的な展がりと深さの中におかれている。

——一九五六・四・八——

註（1） 例えば B.E. C. 25a の前書、CC. 28, 30a, 32a, 34a. における ille, CC. 32c, 35, 39. に於ける tantus, C27. における alius 等の地名及び數量の省略は、手書人が原資料から B.E. に書移す時に行われたか或いは後の手寫人が B.E. の原本から筆寫する際に行われたものと推定される。

（2） Migne, Patrologia Latina. Tomus CIV. p. 458. Éginhard, Vie de Charlemagne. Éditée et traduite par Louis Halphen, p. 57 (5).

（3） Urbar の本來の形が B.E. で最も特徴的にあらわれる。つまりこの Teil C で Conlaboratus（總收穫）の記述が屢々みうけられる（CC. 30 C, 32 C, 34 C.）。

（4） K. Verhein, R. Kötzschke 共に Frankreich とのべているが五つの王料地の所在地はベルギー及び中部フランス（Versailles 附近）であるためまぎらわしい。恐らくケルン並びにフェライン共にドープシュにおいて不明であつた Treola (Triel) がフランス中部のヴェルサイユ附近であることを發見したのに頼くひかれたためであろう。單に Triel の地名についてのみ言えばオランダにも同一名稱のものがみられる。（C.L. Nr. 3817, Triele. Nr. 106. Driela の二個處。）

（5） C.L. Nr. 3680.
A. Dopsch, Entwicklung, I. S. 80.

（6） K. Verhein, Ebenda, II. S. 342. A. Dopsch, Entwicklung, S. 90.

（7） K. Verhein, Ebenda, II. S. 373—4.

（8） K. Verhein, Ebenda, I. S. 385 (385).

（9） K. Verhein, Ebenda, II. S. 361—362 (144).

（10） 勿論司教による Urbar の集計、Kanzlei における Kommission による集計、更に現地における司教、伯、巡察使の Kommission による集計等が問題となるが C. 9. は "Restant enim de ipso episcopatu curtes 7 de quibus hic *breviatum* non est." の如く C. 16, C. 23, C. 24. と同様に聖堂にとつて第三者の手によつて書かれたものであり、若し C. 9. がアウグスブルグ聖堂の Urbar の一部とすれば C. 7a. の如く invenimus が用いられたであろう。右の episcopatu は C. 9. の Augustensis episcopatus を指すものとみなされ得るし、結文の "Explicit" はかゝる Brevium の形式を立證するように思われる。

（11） K. Verhein, Ebenda, II. S. 385.

（12） K. Verhein, Ebenda, II. S. 391, Anmerk. (284).

（13） K. Verhein, Ebenda, I. S. 378, 384—385, II. S. 339.

（14） W. Metz, Ebenda, Zur Entstehung, S. 414.

（15） K. Verhein, Ebenda, II. S. 356.

（16） 十三世紀のドイツの城がその内部に騎士の木造の小家屋を内在せしめていたことを考え合わせると、カロリングの Curtes の特異な構造がきわだつてくる（P. Kluckhohn, Die Ministerialität, S. 48.）。

（17） Willi Görich, Rast-Orte alter Straße? S. 487. K. Verhein, Ebd., II. S. 353.（何之等の Curtis は多く Hügelsporn に建てられていた。K. Verhein, Ebd. II. S. 354.）

（18） C.V.C. 7, C. 16 (wacta), (ambasiatus), C. 27. (foca et wacta), C. 42. (ferramenta), C. 64, C. 67, C. 68. 等は何れもこのような軍備と交叉している。尙 R. Kötzschke, Ländliche Siedlung und Agrarwesen in Sachsen, S. III. S. 128. 參照。

（19） 平時の使者（C.L. Nr. 3672）、替馬（parverida, C.V.C. 27.）、使節の給糧（soniare, C.V.C. 27）に就いては知られている。Römer, Halbfreien, Freigelassenen, manche Unfreie の Wehrpflicht については K. Währer, Der deutsche Staat des Mittelalters, S. 309. ff.

（20） K. Währer, Ebd., S. 276—9. K. Verhein, Ebd., I, S. 325, Anm. (58).

（21） T. Mommsen, Provinces of the Roman Empire.
Ernst Stein, Histoire du Bas-Empire.
L. Bréhier, Les institutions de l'Empire Byzantin.
尙 Canabae に就いては Th. Mommsen, Provinces of Roman Empire, 1, p. 182.
M. Rostovzeff, Gesellschaft und Wirtschaft im Römischen Kaiserreich, I, S. 47, S. 182, 189, 197, II, S. 115. S. 139. 參照。

（22） C.V. C. 42.

（23） Capitulare Bononiense, C. 8. (Migne, ibid., p. 338) に与える兵が自辨で携行する三カ月の糧食の盡きた後は王料地が之を補給したと思われる（K. Verhein, Ebd., I, S. 383.）。フェラインは從つて spensa nostra (C.V.C. 64.) を王の私的な需用のためのものでなかつたと考える（Ebd., S. 382）。(spensa ist nicht nur Verpflegung, sondern Kriegsbedarf.)

（24） K. Verhein, Ebd., II, S. 362.

（25） C.V. C. 31, C. 50.

（26） 尤も C.V. C. 31. でも給付すべきものが何處から出來するか (unde exit) について王に上申するように進べており、C. 25c. でも "dedit prebendariis modios 240, reliqua

repperimus." と書き上げられているので Triel で prebendarius が存在したことを spicarium のみから斷定し得ない。

(27) C. 39. 上述の如く甚しい省略が行われており、原本にはその貨數が明記されていたと推定される。

(28) W. Metz, Zur Entstehung der Brevium Exempla, S. 397. K. Verhein, Ebd., II, S. 374—375.

(29) K. Verhein, Ebd., II, S. 381, 391. Ebd., I, S. 321.

(30) K. Verhein, I, S. 346—S. 351. (Glossar-Hermeneumata.) S. 375. (Klosterreform).

(31) W. Metz, Entstehung, S. 397.

(32) K. Verhein, II, S. 373.

(33) K. Verhein, II, S. 359, S. 368.
K. Verhein は Lille, Tournai 地方に於ける王料地の所在地として Annappes, Marquain, Gruson, Tournai, Noyelles Waffiessart, Cysoing, Vitry, Somain 等を擧げている。

(34) R. Kötzschke, Ebd., S. 186. K. Verhein, I. Ebd., S. 325—326.

(35) B.E. C. 34a.

(36) Friedrich Lütge, Deutsche Sozial-und Wirtschaftsgeschichte, S. 16.

(37) とくに經濟、軍政の統一性が端的に表明されている Teil C から得られる次の略表は、經濟的行政管區としての ministerium と軍管區としての ministerium の統一性を端的に表現している。(C.V. C. 27, C. 62. における foca et wactae と centeni における行政と軍政の交叉については K. Verhein, Ebd., I, S. 339, 341, 360. 參照、更に territoria, villicatio, justitia 等の關係については Wolfgang Metz, Entstehung, S. 413, 415. 參照、ここでは省略する。)

C. 25a. Annappes　Haupthof I
Curtes (tunimo circumdat.) stabolum 1, spicaria 2, scurae 3. Curticula (tunimo)

C. 26. Gruson villa
α) Mansioniles (Nebengut)　scurae 3.
Curtes (sepe)

C. 27. In alia villa.
β) Mansioniles
Curtes (sepe)　scurae 3.

C. 28. In villa illa
γ) Mansioniles　spicaria 1, scurae 2.
Curtes (sepe)

C. 30a. In illo fisco dominico　Hof II
Curtes (tunimo), stabolum 1, spicaria 5, granea 3. Curticula (tunimo)

C. 32. In illo fisco dominico　Hof III
(Curtem tunimo strenue munitam ?) (Sieh, C. 25a., C. 30.)
Curticula (tunimo) stabolum 1, spicaria 4, horrea 2.
Curtes (sepe)

C. 34a. In illo fisco dominico　Hof IV
Curtes (muro), stabolum 1, spicaria 2, scurae 3.

C. 36. Triel　Hof V
Curtes (muro)　spicaria 1, scurae 2.

(38) その教いの初期の說に就いては K. Verhein, Ebd., I, S. 322. f. 〔尙カールの惡政が推定され得る（カールの后）Fastrada の時期（七八五—七八六年）については Einhardi vita Caroli magni, C. 20. 參照。〕

(39) K. Verhein, Ebd., II, S. 386, Anm (266).

(40) K. Verhein, Ebd., II. S. 378.

(41) K. Verhein, Ebd., I. 393.

(42) K. Verhein, Ebd., II. 388.

(43) この「私的」と「公的」の用の區別は當時殆んど行われなかった (K. Verhein, ibid., I. S. 392 f. II, S. 386. f.)。尙 Capitularia ab Ansegiso Abbate Fontanellensi collecta. 參照。

(44) R. Kötzschke, ibid., S. 182. K. Verhein, ibid., I. S. 374.

(45) Friedrich Lütge, Sonderdruck aus Zeitschrift für Agrargeschichte 3. Jahrgang / Heft 2, S. 137.

(46) K. Verhein, ibid., I, S. 313.

(47) W. Metz, Entstehung, S. 413.

(48) W. Metz, Entstehung, S. 404. K. Verhein, ibid., I, S. 346. ここで經濟發展を文化發展から分離することの不可能な點についてのメッツの主張をフェラインは承認している。（尙 Wolfgang Metz, Die hofrechtlichen Bestimmungen der Lex Baiuuariorum I, 13 und die fränkische Reichsgutverwaltung, D.A. 12. Jahrgang, Heft 1, 1956. 參照。）